

# 赤磐市障害福祉計画・障害者計画策定に係るパブリック・コメント手続きの結果について

パブリック・コメントの期間 平成19年1月26日(金)～平成19年2月13日(火)

意見提出者 4名

項 目	意見の要旨	市の考え方
第1章 計画の策定にあたって 1. 策定の趣旨	P 1 ひとつの文の中に「制度」が3回、「転換」「施策」も複数回あり、趣旨が明確に伝わらない。特に、「措置制度から契約制度へと転換した支援費制度」は、一般の人にはよくわからないと思われる。 12行目 例えば、入所施設が利用者を自立に向けて適切に支援しておらず、地域移行が進んでいないということが要旨かと思われるが、回りくどくなっていないだろうか。 1ページ目は、自立支援法成立背景が2/3を占め、赤磐市においては・・・からが4行であるのはアンバランスなのではないかと思う。	策定の主旨の文章においては「措置制度」「契約制度」にそれぞれ説明を加えるなどして、わかりやすい文書表現へ修正するほか、赤磐市の取り組みの状況についても標記するように修正します。
第2章 障害者の現状と課題 5. 地域生活の移行について	P 1 2 地域生活への移行について、希望者が32%である現状に甘んじることなく、当事者、家族へのエンパワメントを行っていく必要性を明記したらよいのではないか。 地域生活移行には、住民の支援と理解が必要であり、障害者の社会活動への参加促進・住民との交流を図って頂きたい。	地域生活への移行においては、第4章の2. 地域における生活支援の推進の項目の中で「本人の意向を尊重し、家族と協力しながら」、及び「地域住民の理解を深めながら」と明記し、入所・入院している障害者の地域生活への移行を促進していきたいと考えております。
第4章 計画の取り組み 1. 地域での支え合いの推進	P 1 9 講演・講座では、精神科(医・病院)・地域生活支援センターとの協力体制で。	講演・講座の内容等については、関係機関や団体と協力し、障害者に関する問題、課題を取り上げる等、市民のニーズに対応しながら、開催してまいりたいと考えております。

	P 2 0	市職員の資質向上について 地域移行の先進例の見学やソーシャルワーク機能、コミュニケーション能力の向上などの研修で実践的な資質向上を計画していただければと思う。	市職員の資質向上においては、各種研修会等への参加及び研修・交流の場を確保するなどして、障害者施策に対する実践的な資質を体得、向上することを目指します。また、地域における障害者福祉に関する行事等に市職員が積極的に参加し、地域住民とともに障害者の社会活動への参加促進を図っていきたいと考えております。
	P 2 1	内容欄に下記文言を追加検討お願い致します。 ・・・研修会、家族会の定例会などに市の職員を積極的に参加させます。	
2．地域における生活支援の充実	P 1 5	精神障害者相談員の方がおられません。委嘱をお願いできないのでしょうか。	精神障害者に対する相談は、医療と密接に結びついていることなどから、精神科医師、保健師などの専門的職種の方に対応していただくことが望ましいと考えられ、そういった方を地域の相談員として確保することは現状では難しい一面があると思われます。現在のところ一般的な相談については、地域生活支援事業の相談支援事業の中で対応していきたいと考えております。
	P 2 3	相談支援体制の充実、内容欄に下記文言を追加検討お願い致します。 ・・・障害者や家族、家族会等の相談に応じ、・・・	相談支援においては、障害者や家族だけでなく、家族会等の関係団体も含めて総合的に相談に応じる体制の整備に努めてまいりたいと思います。
	P 2 4、 P 4 1	「地域自立支援協議会」には、当事者の代表（特に精神分野も。）を参加させて頂ければ。	「地域自立支援協議会」には、当事者及び関係団体も参加し立ち上げております。計画書の中においては、当事者も明記いたします。
	P 2 7	地域活動支援センター等、内容欄について、 ・・・地域活動支援センターの機能を充実強化します。・・・ 機能は何かを具体的に明示検討お願い出来ないでしょうか。	地域活動支援センターの「機能強化」は、センターの事業の形態等のことなので、障害者への支援の取り組みの内容とは別のことであることから、「機能を充実強化します。」という文言は、訂正・削除します。

	P 2 7	<p>経済的支援、内容欄について          ・ ・ ・ 税の減免制度やJR等の料金の割引制度や、 ・ ・ ・          JR等は知的、身体障害者は既に割引制度があり、精神障害者だけが無いと聞いていますが？如何なものでしょうか。</p>	<p>交通機関の割引制度においては、身体障害者・療育手帳所持者には、JR等割引制度がありますが、精神保健福祉手帳所持者には、割引制度が適応されていない状況です。以前は精神保健福祉手帳には本人写真の添付がないことにより、本人確認が出来ないため、割引が見送られてきましたが、平成18年10月に厚生労働省が省令を改正し、公共交通機関の割引制度の支援の協力を得られやすくするため、写真添付の見直しを行っております。割引制度については、事業者側の経営判断によるところですが、今後の国・県の動きを注視し、要望を伝える等の努力を行って参りたいと考えております。</p>
5 . 社会参加の促進	P 3 1、 P 3 4	<p>「親の死後 ・ ・ ・ 」不安を解くには、地域に居住、就労、リハビリのシステム整備が不可欠であるので重点的にお願いしたい。</p>	<p>障害者が生活している地域において、必要な時に適切なサービスが受けられるよう、地域において各施設・機関が連携をとり、就労・リハビリの推進を図ることが必要であると思われます。市内においては、社会資源が少ないという一面があり広域的な取り組みが必要とされるものもありますが、地域自立支援協議会を通して、医学・社会福祉・職業・教育施設等の関係機関と連携した組織づくりに努め、就労及びリハビリ等の支援を行って行きたいと考えております。</p>
	P 3 5	<p>就労機会の拡大について          市の力は大きいと思う。業務の委託、就労の場の提供など最大限の配慮をお願いしたい。          市の職員の障害者雇用目標も掲げてはどうか。</p>	<p>市の職員の障害者雇用については、今後関係部署と検討して参りたいと考えております。</p>
第5章 計画の目標 2 . 障害福祉サービスの見込みと見込み量確保のための方策	P 4 5	<p>ケアホーム・グループホームの設置において、懸案となる地域住民の理解のとりつけなど、市の支援が望まれます。</p>	<p>グループホーム・ケアホームの設置の際は、地域における交流活動や社会参加の場を通して、障害や障害のある人との相互理解を深める等、地域住民との交わりを確保しながら地域住民の理解を促進するために市の支援を充実させます。</p>
3 . 地域生活支援事業	P 4 9	<p>H 1 8 年度 2 箇所          H 1 9 年度 2 箇所          H 2 0 年度 2 箇所          H 2 3 年度 3 箇所          具体的にセンターの名称を表示してください、お願いします。</p>	<p>平成18年度中にすでに地域活動支援センター 型に移行した作業所2箇所（もっこ作業所、わかたけ作業所）については、名称を計画書に表示します。平成23年度の3箇所目については、あくまでも移行見込み数なので現段階では名称の表示をしない取扱いとします。</p>

<p>全体について</p>	<p>主旨と取り組みが乖離しているように見えます。3章以降を主旨に沿うようにrevise（改訂する）してください。</p> <p>策定の主旨で「赤磐市では・・・障害者の福祉向上を目指します」と宣言している。また、計画の位置づけでは「アンケート結果を踏まえ・・・市民の意見を尊重して策定するものです。」と明記している。即ち、アンケート結果をベースに障害者の福祉向上を図ると云う論法になっています。</p> <p>アンケート結果は下記の2点が最大のポイントです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 昼夜を問わず介護を頼める人が必要とされていること。裏の意味は現状は介護を頼める人が不足していること。</li> <li>2) 今後の要望として経済面の支援・対策に関する要望が飛びぬけて高いこと。</li> </ol> <p>この2点の要望に対する市の対応姿勢が素案の中に読み取れません。見直しの上改編してください。</p> <p>素案12ページの「地域で暮らしたい」の要望をこれ幸いに活用して3章以降がこの主旨に沿って構成されています。またこれが国の方針とも一致するので市としては都合が良いのですが、市の策定主旨とは明らかに乖離しています。</p>	<p>この計画は、策定の趣旨や計画の位置づけにあるように、法律や国、県の指針に基づき、障害者の生活全般を支援するための取り組みの方向を示す障害者計画（障害者基本法に基づく計画）と、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の体制整備を図る障害福祉計画（障害者自立支援法に基づく計画）を一体的に策定するものです。したがって、計画では啓発・広報活動から、生活支援、生活環境の整備、教育、就労、保健・医療、情報・コミュニケーション、障害福祉サービスの提供、相談支援事業など、障害者の生活全般に関わる施策を総合的に示しており、このような様々な施策を通して障害者の福祉の向上を図るということであって策定の趣旨と乖離しているものではありません。また、障害者施策は多くの分野に関わるため、アンケートにおいても幅広い観点からご意見をお聞きしており、この結果を現状として十分認識した上で計画を策定しております。</p> <p>ご指摘部分のアンケート結果については、まず一つ目の質問は、施設から出て暮らすとしたらどんなことが必要かということをたずねた質問であり、昼間や夜間の介護が必要との意見が確かに多くなっていました。今回の計画策定においては、障害者自立支援法の施行により、これまでと障害福祉サービスの体系が大幅に変更となり、今後サービス提供側の新体系への移行時期によるところが大きいという一面もありますが、新体系のサービスに向けての方策がベースとなっております。したがって、このようなニーズに対して、新しいサービス体系のもとで昼間と夜間のサービスを組み合わせでの利用や、新しい訪問系サービスを利用しながら地域生活ができるように関係機関とともに基盤整備を進めていき、入所・入院している障害者の地域移行を図って行くことを考えております。次に、二つ目の経済的支援については要望が高いのですが、新たな施策は財政上厳しい状況であり、現状の水準を保ちながら施策を行っていくとともに、年金制度や手当等の各種制度の周知に努め、これらの利用を促進していきたいと考えております。また、障害福祉サービスの利用負担軽減については、制度がまだ流動的な面がありますが、障害者自立支援法の考え方を尊重しながら慎重に考えていきたいと思っております。</p>
---------------	--	--